

子ども・子育て支援法施行令をこのに公布する。

平成二十六年六月十三日

御名 御璽

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第一百三十二条

子ども・子育て支援法施行令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十条第三項（同法第一百三十二条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条第二項及び第五項、第二十四条第一項、第三号、第二十八条第四項、第三十条第四項、第三十二条第二項、第四十条第一項第八号及び第二項、第四十四条第二項、第五十二条第一項第八号及び第十号並びに第五十八条第一項並びに第六条第三項、第五項及び第八項並びに第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（保育必要量の認定）

第一条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第二十条第二項（法第一百三十三条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の認定は、小学校就学前子どもの法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて行うものとする。

（支給認定の変更の認定に関する技術的読み替え）

第二条 法第二十二条第三項の規定により法第二十条第二項、第三項、第四項前段及び第五項から第七項までの規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それと同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五項 保護者に	第一項 当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有する	第五項 前段 第四項 「支給認定」 「支給認定に係る保護者」という。	第二十三条规定による申請	第一項の規定による申請
				（法第二十二条第三項の規定による申請（保育必要量の認定に係るものに限る））
第二項 小学校就学前子どもの保護者	第三項 小学校就学前子どもの保護者	第三項 支給認定保護者	第三項 支給認定保護者	（法第二十条第二項、第三項、第四項前段及び第五項から第七項までの規定による申請（保育必要量の認定に係るものに限る））
				（法第二十二条第三項の規定による申請（保育必要量の認定に係るものに限る））
第三項 支給認定保護者	第四項 「支給認定」 「支給認定に係る保護者」という。	第三項 支給認定保護者	第三項 支給認定保護者	（法第二十条第二項第三号の政令で定めるとき）
				（法第二十四条第一項第三号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。）
第四項 前段 「支給認定」 「支給認定に係る保護者」という。	第五項 から支給認定教育・保育を受けようとする	第五項 支給認定教育・保育を当該	第五項 支給認定保護者に	（法第二十四条第一項第三号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。）
				（法第二十二条第三項の規定による申請（保育必要量の認定に係るものに限る））

第一項 保護者	第二十三条规定による申請があつた	第一項の規定による申請があつた	第二十三条规定による申請があつた	第一項
支給認定保護者	申請に係る支給認定保護者	申請に係る小学校就学前子どもの保護者	申請に係る小学校就学前子どもの保護者	支給認定保護者
職権に係る支給認定子ども	当該小学校就学前子どもの保護者	当該小学校就学前子どもの保護者	当該小学校就学前子どもの保護者	支給認定保護者
当該支給認定子ども	当該支給認定子ども	当該支給認定子ども	当該支給認定子ども	当該支給認定子ども

第五項 就学前子どもに該当する支給認定子どもが	第一項 特別利用保育又は特別利用教育（第五項及び第七項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前同七条第一項第一号に該当する）	第五項 前段 「支給認定」 「支給認定に係る保護者」という。	第二項 支給認定教育・保育を当該	第一項の規定による申請
				（法第二十二条第三項の規定による申請（保育必要量の認定に係るものに限る））
第六項 特別利用保育又は特別利用教育（第五項及び第七項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前同七条第一項第一号に該当する）	第六項 特別利用保育又は特別利用教育（第五項及び第七項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前同七条第一項第一号に該当する）	第六項 前段 「支給認定」 「支給認定に係る保護者」という。	第三項 支給認定保護者	（法第二十二条第三項の規定による申請（保育必要量の認定に係るものに限る））
				（法第二十二条第三項の規定による申請（保育必要量の認定に係るものに限る））

第七項	特定教育・保育	特定教育・保育 (特別利用保育等を含む。)	特定教育・保育 (特別利用保育等を含む。)
第三項第一号	支給認定教育・保育に	支給認定教育・保育に	支給認定教育・保育に
次条第一項第一号又は第三号	同項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定教育・保育に	同項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定教育・保育に	同項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定教育・保育に
第一項 満三歳未満保育認定地域型保育を受ける子ども	特別利用地域型保育を受けようとする第十九条第五項から第七項までの規定を準用する場合における技術的読替え)	特別利用地域型保育を受けようとする第十九条第五項から第七項までの規定を準用する場合における技術的読替え)	特別利用地域型保育を受けようとする第十九条第五項から第七項までの規定を準用する場合における技術的読替え)
第五項 満三歳未満保育認定子どもが満三歳未満保育認定地域型保育	特別利用地域型保育を受けようとする第十九条第五項から第七項までの規定を準用する場合における技術的読替え)	特別利用地域型保育を受けようとする第十九条第五項から第七項までの規定を準用する場合における技術的読替え)	特別利用地域型保育を受けようとする第十九条第五項から第七項までの規定を準用する場合における技術的読替え)
第七項 第三項第一号	就学前子どもに該当する支給認定子どもが特別利用地域型保育	就学前子どもに該当する支給認定子どもが特別利用地域型保育	就学前子どもに該当する支給認定子どもが特別利用地域型保育
第六条 法第三十二条第二項の規定により法第三十一条第三項の規定を準用する場合においては、同項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と「定めよう」とあるのは、「増加しよう」と読み替えるものとする。	(特定教育・保育施設の確認の変更に関する技術的読替え)	(特定教育・保育施設の確認の変更に関する技術的読替え)	(特定教育・保育施設の確認の変更に関する技術的読替え)
第七条 法第四十条第一項の規定により法第三十一条第三項の規定を準用する場合においては、同項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と「定めよう」とあるのは、「増加しよう」と読み替えるものとする。	(法第四十条第一項の政令で定める者)	(法第四十条第一項の政令で定める者)	(法第四十条第一項の政令で定める者)
八 社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号)	九 学校保健安全法 (昭和三十二年法律第五十六号)	十 知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号)	十一 母子及び寡婦福祉法 (昭和三十九年法律第一百一十九号)
九 児童福祉法 (昭和二十二年法律第一百六十四号)	十二 私立学校振興助成法 (昭和五十年法律第六十一号)	十三 介護保険法 (平成九年法律第一百二十三号)	十四 児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 (平成十一年法律第五十二号)
十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第一百一十三号)	十五 発達障害者支援法 (平成十六年法律第六十六号)	十六 児童虐待の防止等に関する法律 (平成十二年法律第八十二号)	十七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成十八年法律第七十七号)
十一 生活保護法 (昭和二十五年法律第四十四号)	十八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成二十三年法律第七十九号)	十九 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成十八年法律第七十七号)	二十 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成二十三年法律第七十九号)
十二 社会福祉法 (昭和二十四年法律第二百七十号)	二十一 (法第四十条第二項の政令で定める者)	二十二 (法第四十条第二項の政令で定める者)	二十三 (法第四十条第二項の政令で定める者)
十三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十四年法律第二百四十七号)	二四 教育職員免許法 (昭和二十四年法律第二百四十七号)	二五 学校教育法 (昭和二十二年法律第一百一十六号)	二六 学校保健安全法 (昭和三十二年法律第五十六号)
十四 児童福祉法 (昭和二十二年法律第一百六十四号)	二七 私立学校法 (昭和二十四年法律第二百七十号)	二八 児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 (平成十一年法律第五十二号)	二九 知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号)
十五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第一百一十三号)	三十 介護保険法 (平成九年法律第一百二十三号)	三十一 児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 (平成十一年法律第五十二号)	三十二 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和六十二年法律第三十号)

（法第四十条第一項第八号の政令で定める法律）
 第六条 法第三十二条第二項の規定により法第三十一条第三項の規定を準用する場合においては、同項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と「定めよう」とあるのは、「増加しよう」と読み替えるものとする。
 （法第四十条第一項第八号の政令で定める法律）
 第七条 法第四十条第一項第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。
 一 学校教育法 (昭和二十二年法律第一百一十六号)
 二 児童福祉法 (昭和二十二年法律第一百六十四号)
 三 教育職員免許法 (昭和二十四年法律第二百四十七号)
 四 私立学校法 (昭和二十四年法律第二百七十号)
 五 生活保護法 (昭和二十五年法律第四十四号)
 六 社会福祉法 (昭和二十四年法律第二百四十七号)
 七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第一百一十三号)
 八 生活保護法 (昭和二十五年法律第一百一十三号)

（法第四十条第一項の規定による法第一一七条第一項の確認の取消しの处分に係る行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、法第三十六条の規定により同項の確認を辞退した者、該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）当該確認の辞退の日

口 その者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超えて、又はその者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（口において「その者の親会社等」といへ）
 イ その者の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超えて、又はその者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、若しくはその者の事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（口において「その者の親会社等」といへ）
 ハ その者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超えて、又はその者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの

（法第一一七条第一項の規定による法第一一七条第一項の確認の取消しの处分に係る行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、法第三十六条の規定により同項の確認を辞退した者、該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。）当該確認の辞退の日

(特定保育所に係る委託費の支払に関する技術的読替え)
第三条 法附則第六条第一項の場合における法及び国有財産

九号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

			第十一条第二項 児童手当法第一項
		第五十六条第三項 同条第十一項若しくは第十二項	第五十六条第三項若しくは第十二項 児童手当法第一項
同条第三項	支払うべき扶養義務者	第五十六条第三項若しくは第十二項 児童手当法第一項	第五十六条第三項若しくは第十二項 児童手当法第一項
援同条第三項若しくは子ども・子育て支援法附則第六条第四項	支払うべき扶養義務者（同項に規定する保育費用に係る保育認定子ども） 以下この項において同じ。）	第五十六条第三項若しくは第十二項 児童手当法第一項	第五十六条第三項若しくは第十二項 児童手当法第一項

第六条第一項の規定による委託費の支払に際し必要な経過措置は、内閣府令で定める。

(教育・保育施設の設置者に関する経過措置)

条第一項及び第四十条第二項の規定の適用については、法第三十一条第一項中「除き、法人に限る」あるのは「余く、」と、法第四十条第一項中「第三十一条第一項」とあるのは「第三十二条第一項」と

(子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)附則第七条第一項の規定によ

詰る處不^レかれた場合を除き、）とし、

則第七条に規定する認定ことも園（その設置者が、法第三十六条の規定により同項の確認を辞したものの及び法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消されたものを

く。)の設置者が、施行日以後に、内閣府令で定めると、(i)により、当該認定にども園の就学前子(二)に関する教育、保育等の総合的な是共の推進に關する法律(次号及び第三号において「

定じども園法」という。(第三条第一項又は第三項の認定を辞退し、学校教育法第四条第一項の

二　法附則第七条の規定により施行日に法第二十七条第一項の確認があつたものとみなされた法

則第七条に規定する幼稚園（その設置者が、法第三十六条の規定により同項の確認を辞退した及び法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消されたものを除く。）

あつて、その設置者が、施行日以後に、認定ことも園法第三条第一項又は第三項の認定を受け、

三 法附則第七条の規定により施行日に法第一一十七条第一項の確認があつたものとみなされた法

則第七条に規定する保育所（その設置者が、法第三十六条の規定により同項の確認を辞退したの及び法第四十条第一項の規定により法第二十一条第一項の確認を取り消されたものを除く。）

四 学校教育法第一二条に規定する幼稚園、その設置者が、法第三十二条の規定によつて法第二十二

第一項の確認を辞退したもの及び法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消されたものを除く。)の設置者が、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)附則第四条第一項の規定により当該幼稚園を廃止して設置する同項に規定する幼保連携型認定ことも園

2
て同じ。)の法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された場合を含む。以下この条において設の設置者(第八条第一項に規定する者を除く。)に準ずる者として政令で定める者は、第八条第二項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる者のいすれかに該当する教育・保育施設の設置者として、法第四十条第二項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(第八条第一項に規定する者を除く。)において、当該確認の取消しの处分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、法第三十六条の規定により同項の確認を取り消された場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であつた者 当該確認の取消しの日

イ 当該確認を取り消された教育・保育施設の設置者が法人である場合 その役員又は長
ロ 当該確認を取り消された教育・保育施設の設置者が法人以外の者である場合 その管理者

二 法人であつて、その者と密接な関係を有する者が法第四十条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(第八条第一項に規定する者を除く。)であるもの 当該確認の取消しの日

三 法第四十条第一項の規定による法第二十七条第一項の確認の取消しの处分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、法第三十六条の規定により同項の確認を取り消された者(当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。) 当該確認の辞退の日

四 法第三十八条第一項の規定による検査が行われた日から聽聞決定予定日までの間に、法第三十六条の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消した者(当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。) 当該確認の辞退の日

五 第三号に規定する期間内に法第三十六条の規定により法第二十七条第一項の確認を取り消した教育・保育施設の設置者(当該確認の辞退について相当の理由がある者を除く。)において、同号の通知の日前六十日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であつた者 当該確認の辞退の日

イ 当該確認を取り消した教育・保育施設の設置者が法人である場合 その役員又は長
ロ 当該確認を取り消した教育・保育施設の設置者が法人以外の者である場合 その管理者

六 教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者 当該行為をした日

七 法人であつて、その役員又は長のうちに次のイからハまでに掲げる者のいすれかに該当する者のあるもの それぞれイからハまでに定める日

イ 第一号に掲げる者 同号に定める日
ロ 第三号から第五号までに掲げる者 それぞれ第三号から第五号までに定める日

ハ 前号に掲げる者 同号に定める日

八 法人以外の者であつて、その管理者が次のイからハまでに掲げる者のいすれかに該当するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員 取締役 総務課長 受付係員 保安係員 その他職員等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。(又はその長のうちに) とあるのは「管理者が」と「者」であるのは「者で」とする。

内閣総理大臣 安倍晋三